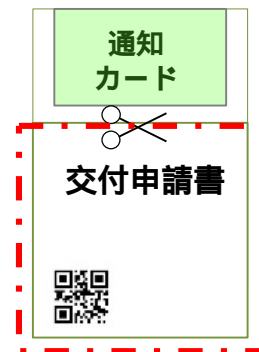


マイナンバーカードの申請方法～通知カードを紛失した場合～

「通知カード」を紛失しても「マイナンバーカード」の交付申請は可能です。
お住まいの市区町村窓口に紛失した旨を届出のうえ、次のとおり手続きをしてください。

その1：「個人番号カード交付申請書」を持っている場合

- お手元に「個人番号カード交付申請書」（通知カードを切り離れた残り部分）がある場合は、通常の方法と同様に「マイナンバーカード」の交付申請が可能です。
この場合も、住所・氏名等の記載事項に変更があった場合には、元の交付申請書は使えなくなりますのでご注意ください。



その2：「個人番号カード交付申請書」がない場合

- お住まいの市区町村窓口にて新しい交付申請書の交付を受け、窓口担当者の案内にしたがって申請手続きをしてください。
- 自身のマイナンバーがわかる場合、マイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>）からダウンロードできる「手書用の交付申請書」を使用して、郵送で交付申請することもできます。



自宅以外で紛失した場合は、警察署や交番にて「遺失物届」の届け出をしてください！

マイナンバーに関するお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

平日 / 9:30 ~ 20:00 土日祝 / 9:30 ~ 17:30
(12月29日 ~ 1月3日を除く)